

## さいたま市告示第958号

さいたま市電子契約システム利用契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年6月5日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市電子契約システム利用契約
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に業種「電算業務」の営業品目（大分類）「電算業務」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のサービスリストに登録されていること。
- (5) 本入札の告示日において、複数の自治体での電子契約導入における業務フローの検討・作成の支援実績があり、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係のある担当者を配置すること。
- (6) 本入札の告示日において、例規に影響のある箇所について専門的に助言できる担当者を有し、複数自治体での電子契約導入における例規整備の支援実績があり、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係のある担当者を配置すること。
- (7) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (8) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続きの方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に準じて、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書等の交付

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

本告示日から令和8年6月15日（月）午後5時まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

令和8年6月11日（木）午前9時から令和8年6月15日（月）午後5時まで

### 6 競争入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者には、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048（829）1898 FAX 048（829）1986

#### (2) 交付日時

令和8年6月17日（水）午前9時から午後5時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

#### (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

#### (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年6月19日（金）午前9時から令和8年6月22日（月）午後5時まで（持参の場合は、休日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日）を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
さいたま市財政局契約管理部契約課

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月23日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟1階第1入札室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき金額の入札等をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札等参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書等を提出する場合には、入札書等に任意の3桁の数値を記入すること。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務及び業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048（829）1898 FAX 048（829）1986

## 9 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。